

思春期精神保健対策について

思春期・青年期は、発達途上にあるため様々な心の問題が発生している。とりわけ「ひきこもり」は、大きな社会問題となっており、長期化、複雑化する傾向にあることや、家族が対応の仕方がわからず深刻な悩みを抱えていることが多く、専門家による早期の適切な支援が求められている。

このため、県では精神保健福祉センター、保健所を中心に、思春期・青年期の心の問題に対応するために、精神保健相談、ひきこもり脱出支援事業に加え、平成19年度からは新たに地域ひきこもり対策事業に取り組んでいる。

1 県保健所、精神保健福祉センターにおける精神保健相談

精神科医師、保健師、臨床心理士等の専門スタッフが、思春期・青年期の心の相談に応じている。また、平成19年度からは、各保健所にひきこもりの専門相談窓口を設置し、相談体制を充実している。

2 ひきこもり脱出支援事業

「ひきこもり」からの回復、社会参加が促進されるよう、当事者及び家族に対する支援を行う。

(1) ひきこもりサポーター育成事業

精神保健福祉センターにおいて、ひきこもりに理解や関心のある学生や一般県民を対象として、ひきこもりの方への接し方などについて講話、グループワーク、ひきこもり家族との意見交換などの研修を実施し、研修修了者をひきこもりサポーターとして委嘱する。

ひきこもりサポーターは、保健所の担当保健師と十分連携し、その助言を受けながら、同じ悩みや経験を共有する立場でひきこもりの本人や家族の相談に応じる。

◎ひきこもりサポーター育成研修実績

(平成20年2月29日現在)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
日 程	4日間	5日間	4日間	4日間	4日間	3日間
受講者数	18人	54人	115人	27人	100人	49人

◎ひきこもりサポーター委嘱者数 (平成20年2月29日現在)

251人

◎ひきこもりサポーター活動実績

平成18年度 対象者数 22人 活動延べ回数 167回

平成19年度 (平成20年2月29日現在)

対象者数 12人 活動延べ回数 95回

(2) ひきこもりバリア低下事業

精神科医や臨床心理士等が地域に出向いて、本人やひきこもりに悩む家族等との座談会を開催し、専門職や体験者の講話、グループワークを通じて家庭における対応能力の向上を図るとともに、専門的サービスを利用する契機とする。

◎座談会実績

(平成20年2月29日現在)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
回 数	6回 (5保健所)	9回 (7保健所)	6回 (6保健所)	14回 (9保健所)	20回 (9保健所)	13回 (6保健所)
参加者数	延べ95人	延べ97人	延べ78人	延べ109人	延べ165人	延べ151人

(3) ひきこもり社会適応支援事業

ひきこもりの本人が、安心して利用し社会体験や交流等ができる場を提供し、自信の回復やセルフケア能力の向上を図り、社会参加を促進していく。

平成19年度は、岡山市、玉野市、津山市、総社市の4ヶ所に、倉敷市、井原市の2ヶ所を新設し、6か所で実施している。

◎ひきこもり社会適応支援事業実績

(平成20年2月29日現在)

設置場所(運営主体)	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	回数	延べ参加者数	回数	延べ参加者数	回数	延べ参加者数
岡山市 (KHJ岡山きびの会)	112回	636人	182回	565人	183回	549人
玉野市 (うさぎ会)	10回	65人	10回	57人	7回	48人
津山市 (岡山メンタル友の会)	11回	63人	12回	65人	11回	34人
総社市 (岡山メンタル友の会)	25回	300人	25回	383人	23回	291人
倉敷市 (キタルファ)	-	-	-	-	42回	119人
井原市 (まちづくり岡山ネットワーク)	-	-	-	-	23回	93人
計	158回	1,064人	229回	1,070人	289回	1,134人

3 地域ひきこもり対策事業

思春期・青年期のひきこもり対策は、地域の実情に応じた多様な主体の参加によるきめこまかな対応が必要であるため、保健所を中心とした相談体制の充実や学生サポーター等の育成・派遣、学校との連携により家族会を開催し、家族の支え合いや家族としてのあり方について学ぶ場とする。

(1) 学生サポーター等の育成 (平成20年2月29日現在)

	平成19年度	
	日程	受講者数
井笠保健所	4日間	16人
津山保健所	3日間	55人
計		71人

(2) 家族会の開催 (平成20年2月29日現在)

	平成19年度
回数	13回 (5保健所)
参加者数	延べ 67人

青少年相談の状況について

平成19年4月1日から平成20年1月31日までの青少年総合相談センター及び県の主な青少年相談機関における相談状況を取りまとめたところ、次のとおりである。

1 青少年総合相談センター

(1) 相談件数の年次推移

年 度	15	16	17	18		19 (1/31まで)	
					1/31まで		対前年同期比
相 談 件 数	11,727	11,408	16,375	18,753	15,855	14,471	91.3%

(2) 相談件数の内訳 (平成19年4月1日～平成20年1月31日)

区 分	相談窓口							合 計
	総合相談	教育相談	進路相談	と子どもイほんつ	児すてこレやホかん育	1ホヤン10いグ番じテレ		
窓 口 別 集 計	2,656	919	321	6,274	3,170	1,131	14,471	
(前年同期)	(3,581)	(621)	(318)	(6,483)	(3,601)	(1,251)	(15,855)	

(相談方法別・相談者別・相談内容別内訳)

(構成比)

相談方法	電 話	1,911	906	279	1,820	2,985	334	8,235	56.9%	
	面 接	5	13	42			160	220	1.5%	
メー ル	740			4,454	185	637	6,016	41.6%		
相 談 者	青少年本人	小学生	36	71		1,346		25	1,478	10.2%
		中学生	201	42	1	709		80	1,033	7.1%
		高校生	324	42	20	2,777		109	3,272	22.6%
		その他	868	78	38	269		291	1,544	10.7%
		不明	86			1,173		231	1,490	10.3%
		小 計	1,515	233	59	6,274	-	736	8,817	60.9%
	父 親	48	36	17		18	27	146	1.0%	
	母 親	957	594	231		3,019	289	5,090	35.2%	
	その他	136	56	14		133	79	418	2.9%	
	相 談 内 容	非 行	39	58		21	6	107	231	1.6%
学 校		いじめ	65	159		124	33	59	440	3.0%
		不登校	89	70		34	25	12	230	1.6%
		学習相談・その他	365	223		102	383	86	1,159	8.0%
		進路相談	96		321		34	9	460	3.2%
		小 計	615	452	321	260	475	166	2,289	15.8%
家 庭		578	206		406	558	178	1,926	13.3%	
異性・交友等		218			1,905	106	171	2,400	16.6%	
健康・性		399	8		700	605	387	2,099	14.5%	
その他		807	195		2,982	1,420	122	5,526	38.2%	

(3) 相談の特徴と傾向 (平成19年4月～平成20年1月)

窓 口	相 談 者 等	相 談 内 容
総合相談	<ul style="list-style-type: none"> 相談者は青少年本人が57%を占め、次いで母親であるが父親は非常に少ない。 相談方法は4分の1強(28%)がメールによる相談である。 	<ul style="list-style-type: none"> 全体の相談件数は減少している。 家庭に関する相談件数が最も多いが、主なものとしては親子関係がこじれてコミュニケーションが不足しているケースや、子育て・しつけに関するものなどである。 健康・性に関する相談も多いが、精神的に不安定な場合、繰り返し電話をかけてくる傾向が見られる。 学習に関する相談では、勉強の仕方、成績の伸び悩みについてのもが多い。就きたい職業に必要な勉強に関するものもある。 いじめの相談件数65件のうち、ネットいじめに関するものが4件あった。 その他の相談の中では、仕事に関する自己の適性に不安を感じているケースが多い。 当初は子どもについての相談であったものが、相談が進むに連れて、実は親や夫婦間に課題があることが判明するものもある。 青少年からの相談は、携帯電話でチャット式により送信してこることも特徴である。
教育相談	<ul style="list-style-type: none"> 電話での相談が99%で、相談者の66%は母親である。 子どもからの相談は25%であるが、昨年度に比べ増加している。特に小学生からの相談が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 非行に関わる相談は減少している。 いじめについての相談、学校の対応についての要望等が増加している。 携帯電話や、パソコンのメール、掲示板による嫌がらせ等の相談も寄せられている。 教育内容以外のことや親自身のこと、家庭を取り巻く環境にかかわることなども増加している。
進路相談	<ul style="list-style-type: none"> 保護者からの相談が82%であり、その大半は母親である。 中学校を卒業した者にかかわる相談が多い。 電話による相談が87%である。 	<ul style="list-style-type: none"> 中学生・高校生の不登校に関わっての進路相談が多い。 中学生では、不登校傾向のある生徒を受け入れる体制のある高校について、中学校を卒業した者では、不登校生徒の転入できる通信制高校や高卒認定試験の受験についてなど、具体的な情報を求めるものが多い。
子どもほっとライン	<ul style="list-style-type: none"> 相談者の実人員は高校生が最も多い。 頻回相談者が多く、中でもある特定の小学生、高校生からのメール相談件数が多い。 相談件数の70%程度がメールによる相談である。 	<ul style="list-style-type: none"> 話し相手、メール相手を求めているように思える相談の件数が全体の約30%と最も多い。 片思い・恋愛・異性関係についての相談件数が多くなっている。学校での対人関係についての相談も多い。
すこやか育児テレホン	<ul style="list-style-type: none"> 相談者は母親が約95%を占める。件数では40代が最も多く、次いで30代、20代である。40代の頻回相談者の件数が多い。 メール相談での相談は20代、30代の母親が大半を占めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 親同士、家族間の人間関係も含めて、親自身の対人関係についての悩みやストレスによる相談が増えている。 小学校での子どもの友人関係、担任との関係等の相談、育児不安の相談が多い。
ヤングテレホン・いじめ110番	<ul style="list-style-type: none"> 青少年からの相談が65%で、中でも高校生が10%、中学生が7%を占める。 保護者等からの相談は35%で、内訳は母親が26%、教師等その他が7%、父親が2%となっている。 手段別では、メールが56%、電話が30%、面接が14%である。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康・性問題が34%で最も多く、次いで家庭問題16%、異性・交友問題15%、非行問題9%、いじめ5%となっている。

2 県の主な青少年相談機関（青少年総合相談センターを除く）

（1）相談の概要

名称	相談窓口の概要 相談対応時間	相談の特徴・傾向		年度別 相談件数
		相談者	相談内容	
中央児童 相談所	児童(原則18歳未満) に関するあらゆる相 談 8:30～17:00	半数以上が家族・ 親戚などからの相 談である。	養護(児童虐待を含む。) 、障害、性格行動等の相談 が多く、特に児童虐待に 関する通告、相談が増加 している。	H18 3,056件 H18(H19.1月末) 2,508件 H19(H20.1月末) 2,390件
倉敷児童 相談所	〃	〃	〃	H18 2,106件 H18(H19.1月末) 1,737件 H19(H20.1月末) 1,782件
津山児童 相談所	〃	〃	〃	H18 934件 H18(H19.1月末) 705件 H19(H20.1月末) 705件
子ども・ 家庭電話 相談室 (中央児相)	児童に関するあらゆる 相談 9:00～20:00 (祝日、年末年始を 除く月～土曜日)	ほとんどが本人や 家族からの相談で ある。	しつけ、不登校、ひきこ もり、非行等多岐にわた っている。	H18 1,662件 H18(H19.1月末) 1,387件 H19(H20.1月末) 1,269件
精神保健 福祉セン ター	心の健康相談、思春 期の相談等 電話相談(月曜から金曜) 9:30～12:00 13:00～16:00 来所相談(火曜、水曜、金曜) 予約制	関係機関からの相 談が増加している。	関係機関からの相談では 本人の問題だけではなく 家族や他の支援機関との 関係が複雑化している困 難事例も多く見られる。	H18 456件 H18(H19.1月末) 380件 H19(H20.1月末) 304件
保健所	心の健康相談、思春 期の相談等 8:30～17:00	本人からの相談は 少なく、本人・家 族の同伴又は家族 のみの相談が大半 である。	ひきこもり・家庭内暴力 ・発達上の問題・対人関 係等の相談が多い。	H18 655件 H18(H19.1月末) 304件 H19(H20.1月末) 417件
総合教育 センター	教育全般、特別支援教育 電話 月・水・木・金曜日 9:00-17:00 火曜日 13:00-17:00 面接 月・水・木・金曜日 9:00-19:00 火曜日 13:00-19:00 第2・第4土曜日 9:00-17:00 ※ 第2・第4土曜日は、平日は登校してい て来所しにくい児童生徒の相談を優先。 医師による教育相談 毎月第4水曜	親子並行面接が多 い。特別支援教育 に関する内容では、 教員からの相談も 多い。	不登校や特別支援教育に 関する相談が多い。	H18 3,945件 H18(H19.1月末) 3,191件 H19(H20.1月末) 3,022件
倉敷教育 相談室	子どもの教育、性格、 行動、非行等様々な 問題に関する相談 9:00～16:00	保護者、児童生徒 の面接相談が多い。	小学生・高校生の不登校 に関する相談が多い。	H18 444件 H18(H19.1月末) 369件 H19(H20.1月末) 253件
高梁教育 相談室	〃	保護者、児童生徒 の面接相談が多い。 教員からの電話相 談も多い。	小・中学生の不登校、情 緒に関する相談が多い。	H18 1,010件 H18(H19.1月末) 835件 H19(H20.1月末) 657件
津山教育 相談室	〃	面接相談・電話相 談とも保護者から の相談が多い。	小・中学生の不登校に関 する相談が多い。 小学生では他に家庭教育 に関する相談が多い。	H18 375件 H18(H19.1月末) 310件 H19(H20.1月末) 259件

(注) 精神保健福祉センター及び保健所の件数は19歳以下のものに関する相談

(2) 児童相談所・精神保健福祉センターの相談件数

(平成19年4月1日～20年1月31日)

		児童相談所	子ども電話相談室・家庭
相談件数		4,877	1,269
相談者 (通告経路)	本人	14	324
	家族・親戚	2,617	905
	近隣・知人	176	25
	学校等	418	5
	警察	353	0
	県・市町村他	945	0
	その他	354	10
	計	4,877	1,269
相談内容	養護	1,690	73
	言語発達障害	88	5
	知的障害	1,651	11
	ぐ犯行為等	108	2
	触法行為等	221	0
	性格行動	462	421
	不登校	67	20
	その他	590	737
計	4,877	1,269	
備考	相談・通告・通知等	平成2年7月中央児相内に設置	

		精神保健福祉センター
相談件数	電話	114
	面談等	184
	計	304
相談者	本人	88
	家族	158
	関係者	28
	本人+家族	25
	本人+関係者	3
	本人+家族+関係者	0
	家族+関係者	2
	計	304
相談内容	保健医療	115
	問題行動	56
	学校問題	57
	養育上の相談	7
	発達上の相談	16
	人生相談	4
	職業上の相談	0
	その他	49
計(のべ件数)	304	
備考		件数・内容重複あり 件数は19歳以下のものに関する相談

今後の「ケータイネット問題」への対応策について

<生活環境部関係>

「ケータイネット問題対策チーム」の設置 (H20. 1. 17発足)

「ケータイネット問題」は、学校のみならず、家庭や地域が一体となって取り組むことが肝要であるため、生活環境部青少年課長、教育庁指導課長及び警察本部少年課長による「ケータイネット問題対策チーム」を設置し、いじめの早期発見・対応、抑止力ある対応策等について検討を行っている。

また、このチームでの検討結果は、知事部局・教育委員会・警察本部の8課1室からなる「青少年対策マトリックス会議」に報告し、迅速な対応、情報の共有化等を図る。

青少年総合相談センターの相談業務の周知 (カード型周知資材の作成)

ケータイネットは、学校裏サイトなど大人の目が届きにくく、いじめの温床となっていることから、いじめを受けている本人からの相談が解決の早道である。このため、広く児童・生徒が常時携帯できる相談カードを配布することとした。

カードの作成に当たっては、青少年の意見を取り入れて、QRコードを掲載し、これを利用することで別途作成する携帯電話版ホームページに簡単にアクセス可能な仕組みとした。

また、カードの配布に伴い、ネットいじめ等についての相談の増加が予想されることから、青少年関係相談機関を対象とした研修会を3月12及び22日に開催する。

青少年健全育成促進アドバイザー派遣事業 (専門アドバイザーの委嘱)

家庭、地域の教育力の向上を図るため、青少年健全育成の分野において専門的知識を有する人をアドバイザーに委嘱し、各種団体が青少年健全育成をテーマに開催する講演会等に講師として派遣しているが、平成20年度からは、ケータイネット問題に詳しい県内の専門家を3名程度新たに委嘱・活用することで、ケータイネットの危険性等について県民への啓発を図る。

- | | | |
|-------------|-------|-------|
| ①笠岡市立陶山小学校 | 教諭 | 中村ひとみ |
| ②岡山県立玉島高等学校 | 教諭 | 三宅 元子 |
| ③県立高等学校 | 非常勤教員 | 筒井 愛知 |

NPOとの協働による青少年非行防止事業 (ケータイネット問題対策枠新設)

青少年の非行防止について、今年度からNPO等(NPO法人・市民活動団体・ボランティア団体)からの先駆的で優れた提案を公募しているが、平成20年度から新たにケータイネットいじめ防止事業についても募集する。

<教育委員会関係>

携帯電話等の使用実態調査 (今後の対策の資料収集)

現在、携帯電話等の使用により、児童生徒の学習時間、睡眠時間の減少やメールによるいじめ、有害サイト関連の犯罪被害等の様々な問題が指摘され、社会問題ともなっていることから、本県における実態を調査し、児童生徒への指導及び保護者への啓発等、今後の対策に生かす。

調査期間 平成20年2月22日(金) ~ 平成20年3月14日(金)

調査対象 学 校：公立小・中・高・特別支援学校(全校)

児童生徒：公立小4～高3

保 護 者：調査対象となった児童生徒の保護者と小1～小3の保護者)

内 容 (主なもの)

学 校：携帯電話に関する校則、生徒への指導状況、保護者への啓発内容 等

児童生徒：所持率、使用開始時期、フィルタリングの設定状況、メール等の利用状況、ブログ等へのアクセス状況、携帯電話使用の意識 等

保 護 者：保護者から見た子どもの使用状況 等

※ 実態調査を基に、携帯電話等の危険性や対応策を具体的に示した教材を作成し、校内研修やPTA研修での啓発を図る。

(新) 生徒指導推進協議会 (ネット等によるいじめの指導方針の確立)

生徒指導上の様々な課題に対して、学識経験者等により協議会を年2回開催し、県教育委員会としての方針を明確にして、児童生徒への指導を進める。

喫緊の課題として「ネット等によるいじめ」が考えられるため、平成20年度に協議を行う。

教 職 員 研 修 (教職員の資質向上)

ネットによるいじめ、誹謗中傷等の問題への対応については、生徒指導の担当者対象の「小・中・高等学校生徒指導連絡協議会」で、情報モラル教育の必要性と指導の在り方については、管理職研修等で研修を行い、教職員の理解を深め、学校内において教職員が一体となってネット等への対応に取り組む。

人権教育推進マトリックス会議 (教育庁内8課・室で組織する会議での取組)

携帯電話等については、児童生徒は学校外で使うことがほとんどであり、機器を使用する児童生徒に対する指導だけでなく、それを購入したり、家庭での使用の仕方について注意する保護者への啓発が重要であることから、資料の作成について検討を行う。

青少年ネットトラブル「相談カード」と 「携帯電話版ホームページ」の作成について

ネット上でのいじめ等により悩みを抱える青少年に対して相談窓口の存在を周知するため、携帯用相談カード及び携帯電話版ホームページを次のとおり作成した。

記

1 携帯用相談カード

規格： A7判（型抜き）、両面、カラー

部数： 177,000枚

配布先： 県内小学校3年生から高等学校2年生(平成20年3月現在)の全児童・生徒

特徴： 「悩まず、携帯電話からすぐ相談してね。」というメッセージを伝える。
「岡山県青少年総合相談センター」の携帯電話版ホームページアドレス
(QRコード)を記載。

継続して携帯してもらう工夫として、抽選番号を記載(1番～177,000番)
し、年に2回、図書カードが当たる抽選を行う。

(備考) QRコード…二次元コード。携帯電話の読み取り機能を用いることにより、
URLを1文字ずつ入力する必要なく、ホームページへアクセスできる。

2 携帯電話版ホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/seikatsu/soudan/mobile/top.html>)

コンテンツ	ページの内容
メールで相談する	「どこに相談すればいいか」考える必要もなく、メールを送るだけで最初の相談を行えるフォームを提供する。
総合相談センターはどんな所?	「岡山県青少年総合相談センター」の各窓口の詳細を紹介している。
ネットいじめなどの通報窓口	インターネット上でいじめと思われる書き込みを見つけた際、サイト名や書き込み内容を連絡するフォームを提供する。
ネットトラブル相談カードについて	携帯用相談カードについての説明を行っている。抽選による当選番号の発表も行う。

岡山県青少年総合相談センター
ネットトラブル相談
 受け付けます。

ひとりで悩まないで、
相談してほしい…



©岡山県 2007

24時間、いつでもメールください。
 (送信に際しては遅れる場合があります。)


 **メールで相談する**

 **総合相談センターは
どんな所?**

 **ネットいじめなどの
通報窓口**

 **ネットトラブル相談カード
「悩まずまず電話!」について**

©岡山県青少年総合相談センター


 **メールで相談する**

いじめは、だれにでも、どの学校でも起こりうるものですが、けうしてゆるされないことです。

「ちょっとイヤな気持ちがあったな…」「これっていじめなのかな…」


そんなふうになることがあったら、どんな小さなことでもかまいません。

どんな悩みでも、ひとりでかかえこまないで。そして、いつでも、えんりよなくわたしたちに相談してください。

 **総合相談窓口**にメールする

24時間、いつでもメールください。
 (送信に際しては遅れる場合があります。)

(C) 岡山青少年総合相談センター

 **違法書き込みなどの通報窓口**

インターネット上で、いじめと思われる表現をみつけた！
 そんなときは下記にご連絡ください。
 わたしたちセンターで、内容に応じて適切に対応します。

Q1 **サイト名** **※できるだけ詳しくご記入ください。**


Q2 **サイトURL**

Q3 **書き込み内容についての詳細**

送信ボタンを押すと、総合相談窓口

送信

携帯電話から直接メールを送りたいときは

 **総合相談窓口** [青少年110番] にメールする

24時間、いつでもメールください。
 (送信に際しては遅れる場合があります。)

ご連絡いただいた方のメールアドレスなど、情報は一切
 公開いたしませんので、安心してご利用ください。

©岡山県青少年総合相談センター

道徳教育を巡る国の動向

教育改革国民会議

報告(H12年12月22日)ー教育を変える17の提案ー

- 人間性豊かな日本人の育成
 - ・学校は道徳を教えることをためらわない
 - ・奉仕活動を全員が行うようにする



21世紀教育新生プラン(H13年1月)

- 確かな学力と豊かな心の育成
 - ・心のノート作成配付(H13年度, 使用はH14~)
- 奉仕活動・体験活動の推進

教育再生会議

第一次報告(H19年1月24日)

- 学校は「道徳の時間」を十分確保する。
- 体験的活動や心に響く教材を取り入れる。地域や企業の有識者を招いた授業を実施等により、道徳教育を形骸化させない。

第二次報告(H19年6月1日)

- 全ての子どもたちに高い規範意識を身につけさせる徳育を教科化する。
- 現在の「道徳の時間」よりも指導内容、教材を充実させる。

第三次報告(H19年12月25日)

～子供たちに感動を与える教育を～

- (1)徳育を「教科」とし、感動を与える教科書を作る。
- 徳育を「新たな枠組み」により教科化し、年間を通じて計画的に指導する。
- 偉人伝、古典、物語、芸術・文化などを活用し感動を与える多様な教科書を作る。
- 新しい教育基本法の下で、社会総がかりで、徳育の充実に取り組む。

最終報告(H20年1月31日)

(心身ともに健やかな徳のある人間を育てる)

- 徳育を「教科」として充実させ、自分を見つめ、他を思いやり、感性豊かな心を育てるとともに人間として必要な規範意識を学校でしっかり身に付けさせる。

教育基本法等の改正

教育基本法の改正(H18年12月)

- 「教育の目標」に「豊かな情操と道徳心を培う」を新たに規定

中央教育審議会

第三期(H17/2~H19/1)

- 国の教育課程の基準全体の見直しについて検討
- 第四期(H19/2~)
- 第三期の審議内容、改正教育基本法等の国会審議等を踏まえ、検討

教育課程部会

「豊かな心をはぐくむ教育の在り方に関する専門部会」議事録(H19年9月)

- ・教科化は、心の教育についてはなじまない。
- ・道徳の時間を確保し、それを充実させることがまず先である。
- ・是非指導をやっていたためにも、道徳は教科にすべき。
- ・人間性の数値による評価はなじまない。
- ・慎重に検討することが必要。

文部科学省の教科としての条件

- (1)5段階など数値で成績を評価する。
- (2)検定教科書を使う。
- (3)中学校以上は各教科専門の教員免許を設ける。

H20・1・17 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改訂について(答申)

学習指導要領改訂案

文部科学省(H20年2月15日)

- 小・中学校「道徳教育」改訂のポイント-
- ・道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであることを明確化
- ・発達段階に応じて指導内容を重点化し、体験活動を推進
- ・道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開することを明確化
- ・先人の生き方、自然、伝統と文化、スポーツなど、児童生徒が感動を覚える教材を活用

学習指導要領の告示 H20年3月の予定